

# 英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程

(一九二二—一九二五年) (上)

三 瓶 弘 喜

- 一 はじめに
- 二 英米による戦後ヨーロッパ再建構想の全体的枠組み
- 三 ジェノア会議
- 四 英米戦債借換え協定(以上本号)
- 五 英米金融協調に基づくヨーロッパ経済秩序の形成(以下次号)
- 六 おわりに

## 一 はじめに

本稿は、第一次世界大戦によつて破壊されたヨーロッパ経済が、戦後いかなるプロセスを経て、そしてまた、どのような世界秩序の枠組みの下で再建されることになったのかを考察しようとするものである。

その際従来の戦後再建過程へのアプローチは、あるいはまた、一九二〇年代の世界経済秩序を見る目は、およそ次のよ

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程(一九二二—一九二五年)(上) (三瓶)

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二一—一九二五年）（上）（三瓶）

うなものであったと言えるであろう。

すなわちまず本邦においては、いわゆる宇野派と呼ばれる研究者たちによつて、「世界経済論」という形で、先駆的な研究が行われてきた。<sup>1)</sup>これらの研究は、ロシア革命による社会主義国ソ連の成立を世界史の決定的画期としてとらえ、一九二〇年代を、資本主義体制の「全般的危機」へと連なる「相対的安定期」として、イデオロギー的に位置づけようとするものであった。それ故ここでは、一九二〇年代の資本主義世界体制に内在する、構造的矛盾の解明に、主たる関心が向けられたのである。

これに対し、英米の国際経済学者を中心とする、戦間期研究の別の系譜が存在した。これらの研究は、第二次世界大戦へと帰結してしまつた、第一次大戦後の戦後再建過程を「失敗」したものと評価し、それがなぜ失敗に終わったのか、その原因を解明することを通じて、国際経済安定化の条件を「教訓」として読み取ろうとするものであった。<sup>2)</sup>

こうした内外の二つの研究史の流れは、問題関心やイデオロギー的背景は異なるものの、しかしながら、一九二〇年代のヨーロッパ経済並びに世界経済の「構造的不均衡」を解明しようとする点で、共通の課題をもつものであったと言えるだろう。そしてまた、世界大戦へ収斂する歴史として、一九二〇年代を描こうとする点でも、共通の枠組みをもつものである。

本稿は、このような構造分析の成果をふまえながらも、しかし別の観点から、すなわち、イギリスを中心とした世界システムⅡ「ボックス・ブリタニカ」から、アメリカを中心とする世界システムⅡ「ボックス・アメリカーナ」への、世界経済秩序の構造転換という観点から、一九二〇年代のヨーロッパ再建過程がもつ意味を、新たにとらえ直そうとするものである。すなわち、戦後再建過程の分析を通じて、一九二〇年代におけるヘゲモニー転換の段階的特質を、解明しようとするものに他ならない。

このような立場から分析を行うに当たつて、一つの有効な枠組みとなるのが、マイケル・J・ホーガンが一九二〇年代

のアメリカ経済外交を分析する際に用いた、「英米協調」Anglo-American Cooperation システムという考え方である。<sup>(3)</sup> すなわちホーガンは、一九二〇年代におけるヨーロッパ再建の基調を、欧米各国による政策的対立・対抗ではなく、むしろ英米協調外交Ⅱ「大西洋パートナーシップ」Atlantic Partnership に見出したのであった。

本稿は、ホーガンの提示した、この「英米協調」システムという概念を手がかりにしながら、戦後ヨーロッパの再建過程を、とりわけ英米金融協調という観点から考察しようとするものである。具体的にはまず第一に、こうした英米協調関係が、どのようなプロセスを経て形成されたものであったのか、第二に、このような協調関係によって実現されたヨーロッパ再建とは、いかなる内容と特質をもつものであったのか、そして最後にこうした分析を通じて、一九二〇年代の世界経済秩序とは、「バックス・ブリタニカ」から「バックス・アメリカーナ」への構造転換を考える上で、いかなる位置を占めるものであったのかを明らかにしていきたいと思う。

- (1) 代表的なものとして、楊井克巳編「世界経済論」東京大学出版会、一九六一年、大島清編「世界経済論」勁草書房、一九六五年、宇野弘藏監修「講座帝国主義の研究 2 世界経済」青木書店、一九七五年。このようなイデオロギー的シェーマは、一九八九年以降の東欧・ロシアにおける社会主義体制の崩壊を経験した現在、もはや成り立ちえない。しかしこれら三つの書物は、今なお参照されるべき、戦間期世界経済に関する豊富な史実を含んでいる。
- (2) これらの研究は、特に一九二九年恐慌後の大不況期に焦点を置くものであるが、代表的なものとして、A・W・アレント(小沢健二、長部重康、小林義治、工藤章、鈴木直次、石見徹訳)「世界大不況の教訓」東洋経済新報社、一九七八年(The Royal Institute of International Affairs, *The Economic Lessons of the Nineteen-Thirties*, Oxford Univ. Press, 1941, by H.W.Amdt, Repr. 1972)・W・A・ルイス(石崎昭彦、森恒夫、馬場安二訳)「世界経済論」新評論、一九六九年(W.A.Lewis, *Economic Survey, 1919-1939*, London, 1949)・C・P・キンドルバーガー(石崎昭彦、木村一朗訳)「大不況下の世界 一九二九—一九三九」東京大学出版会、一九八二年(C.P.Kindelberger, *The World in Depression, 1929-1939*, Univ. of California Press, 1973)。国際経済安定化の条件を究明しようとする研究が、主としてイギリスやアメリカの研究者们によりなされて担われてきたことは、興味深い。また本邦における世界恐慌の包括的研究として、佐美光彦「世界大恐慌」御茶の水書房、一九九四年、がある。
- (3) Michael J. Hogan, *Informal Empire: The Private Structure of Cooperation in Anglo-American Economic Diplomacy, 1918-1928*.

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

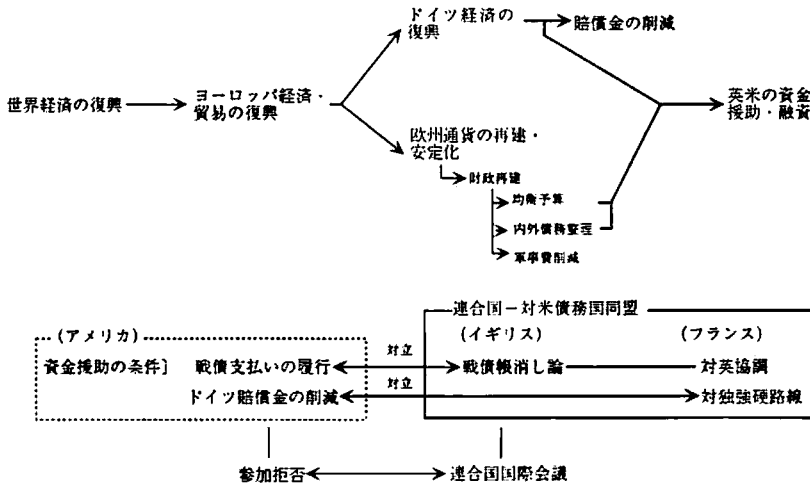
Chicago, 1961, Repr. of 1977. これに対し、英米の対立・対抗関係に基調を具現させたのが、F.C.Costigliola, "Anglo-American Financial Rivalry in the 1920s." (以上「Financial Rivalry」を略記) *Journal of Economic History*, Vol. XXXVII, No. 4, 1977 p. 489.

## 二 英米による戦後ヨーロッパ再建構想の全体的枠組み

ここで最初に、具体的な分析に入る前に、英米両国による戦後再建構想の全体的枠組みを、あらかじめ確認しておきたい。図1は、この中で随時明らかにされるが、一九二〇年代初頭において英米両国は、すでに以下のような、戦後再建構想をめぐる共通の枠組みをもつに至ったのであった。

すなわち、戦後世界経済の復興を成し遂げるためには、まずもってヨーロッパ経済・貿易の復興が実現されねばならず、そのためにはまず第一に、ドイツの再建が図られなければならない。そしてこのドイツ再建のカギとなるのが、過重な賠償金の削減とドイツへの融資、とりわけ英米による資金援助である、と。こうした構想は、ドイツの弱体化を図るフランスの対独強硬路線とは、対立する側面をもつもので

図1 英米による戦後再建構想の全体的枠組み



あった。またヨーロッパ復興の第二の条件となるのが、欧州通貨の再建・安定化である。この通貨安定化のためには、財政再建が至上命令となるが、しかし国内復興事業のため政府支出削減が困難な状況の下では、外部からの財政援助、とりわけ英米による資金援助が、同様に不可欠な条件となってくる、と。すなわち英米の戦後再建構想とは、ドイツ復興と欧州通貨安定化を基礎にしたヨーロッパの再建、そしてそのための両国資本の積極的投入という点で、共通の枠組みをもつものであったと言えるであろう。

しかし一九二〇年代初頭においては、こうした構想の類似性にもかかわらず、英米の間には、政策協調を困難ならしめる重大な障害が存在したのである。それが戦債問題であった。すなわちアメリカは、ヨーロッパ再建計画への参加条件として、①ヨーロッパ諸国による対米戦争債務支払いの完全な履行、②ヨーロッパ連合国によるドイツ賠償金請求の大幅な削減を、戦後一貫して要求し続けたのである。しかし連合国諸国は、対米債務を完全に支払いつつ、同時にその唯一の財源たる賠償金を、一方的に放棄することなど不可能であった。それ故これら諸国は、英仏を中心に、「対米債務国同盟」とでも言いうるような結束を保ち、国際会議の場において、むしろ賠償削減を受入れる条件として、戦債支払いの帳消しを逆にアメリカに要求していったのである。これに対しアメリカは、こうした国際会議に参加することを拒否し続け、その結果一九二〇年代初頭においては、戦債・賠償問題をめぐる対立の中で、アメリカのヨーロッパ再建計画への参加は見送られることになったのであった。

このような状況の中で戦後再建は、ヨーロッパ連合国という枠組みの中で、専らイギリスの主導によって行われていくことになる。そしてこうした試みの総決算となったのが、一九二二年四月に開催されたジェノア会議であった。それではまず始めに、ヨーロッパ再建過程の最初の考察として、そしてまた、英米協調以前に行われた戦後再建の最大の試みとして、このジェノア会議を取上げ、ここで一体イギリスが、いかなる構想を打ち出したのか、その具体的中身と帰結について検討したいと思う。

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

### 三 ジェノア会議

#### (1) カンヌ決議

一九二二年一月六日、カンヌで開かれたヨーロッパ連合最高会議 Supreme Council は、イギリス首相ロイド・ジョージの提案に基づいて、以下のような内容の決議を採択した。<sup>1)</sup>

① 大戦によつて破壊された「ヨーロッパ・システム」European System を、その麻痺状態から救い出すため、ヨーロッパ諸国間の協力によつて、ヨーロッパ貿易の復興、ヨーロッパ内部の資源開発、そしてそれらに必要な、資金供給システムの構築を実現していくべきこと。

② その際、中・東欧の経済再建が、緊急に着手されるべき第一の課題であること。

③ これらの問題を討議するため、敗戦国ドイツ、オーストリア、ハンガリー、ブルガリア、そして社会主義国ロシアを含む、すべてのヨーロッパ諸国による経済・金融会議を召集すべきこと。

このカンヌ決議に基づいて、一九二二年四月一〇日に開催された国際経済・金融会議が、ジェノア会議である（同年五月一九日閉会）。この会議には、ドイツ及びソビエトを含む、三三カ国のヨーロッパ諸国の代表が公式に参加したが、しかしその際、会議の中心的議題となつたのは、イギリスによつて提起された、以下の二つのプランであつたのである。すなわちそれが、① 国際コンソーシアム（国際金融会社）構想と、② 国際金為替本位制構想であつた。これらの構想は、カンヌ決議の内容をより具体化したものであるが、同時にまた、その後一九二〇年代を通じてイギリスが一貫して追求していくことになる、ヨーロッパ再建構想の基本的枠組みを、見事に表現するものであつたと言つてよい。それでは以下、この二つのプランの検討を通じて、戦後イギリスが目指したヨーロッパ経済秩序とはいかなるものであつたのか、その本質を明らかにしていきたいと思ふ。

(2) 国際コンソーシアム構想

まず最初に、ジェノア会議において最大の争点となった、国際コンソーシアム構想から考察を始めたい。この構想は、国際コンソーシアムⅡ国際金融会社の設立を通じて、中・東欧再建のための、国際的信用供給システムの構築を実現しようとするものであった。

すなわち、「ヨーロッパの経済的崩壊の本質は、信用の崩壊によるもの」であり、従って「問題は、中・東欧再建のために、信用機構を回復させることにある」。そしてそのためには「国際的金融組織が設立されねばならず」、「この組織の第一の目的は、ヨーロッパの経済復興のために、資金を提供することにある」のであった。

また同様にロイド・ジョージは、仏リアンとの会合の中で、この金融組織Ⅱ国際コンソーシアムの目的に関して、以下のような言及を行っている。

「問題は、ドイツの輸出を増加させなければならないということなのだ。このことだけがドイツの賠償金支払いを、唯一可能にさせるであろう。…結論としてただ一つの方法は、ドイツの貿易のために、東欧及び中欧を開放することである。戦前ドイツの貿易の大半は、これらの地域と行われていた。我々は、ロシアの貿易にはほとんど利害をもっていなかったが、…しかしドイツにとっては、ロシア貿易及び中欧との貿易は、非常に重要である。もしドイツがこれら地域との貿易を再建できれば、…賠償問題の解決は著しく前進するであろう。…このような計画の下でドイツは、年間五、〇〇〇万ポンドを安定的に支払うことができ、こうした支払いを担保にフランスは、七億から八億ポンドの公債を発行できるようになるであろう」。

しかし「戦前ドイツの大変重要な顧客であったロシア、オーストリア、そしてこれらの後継諸国家は、現在すべて、ほとんど何も買うことが出来ない状態にある」。

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

「東欧貿易が再開されない限り、ドイツは決して賠償金を支払うことができないであろう。また貿易の結果ドイツに継続的にもたらされる収益は、ドイツへの融資の担保として役立てられることになるであろう。そしてこれらのことはすべて、その実現が、専ら東欧との貿易の再開にかかっているのだ」。

すなわち、ここからうかがえるコンソーシアムの目的とは、金融支援を通じて、ドイツ経済にとつて決定的に重要な意味をもつ、中・東欧及びロシア貿易を再建させることにあつたと言えるであろう。その際、こうした貿易収入をドイツに獲得させることによって、賠償金支払いが可能になるとともに、同時にまた、ドイツ再建計画の試金石となる、対独国際借款が準備されうると展望されたのであつた。

この国際コンソーシアムの設立と運営に関して、さらにイギリスは、次のような提案を行つてゐる。

第一に、この国際金融会社 International Corporation は、各国の出資により、資本金二、〇〇〇万ポンドでもつて設立されるべきこと。その際出資金の配分は、以下のように想定された。すなわち、イギリス—二〇%、フランス—二〇%、アメリカ—二〇%、ドイツ—二〇%、ベルギー—五%、イタリア—五%、そしてスイス、オランダ等その他諸国が全部で一〇%。ここでは、広範なヨーロッパ諸国の参加だけではなく、あらかじめアメリカの参加が念頭に置かれていたことに、着目しておきたい。

第二に、この国際金融会社の下には、当該企業を親会社Ⅱ中央シンジケートとする、下部組織Ⅱローカル・シンジケートが結成されるべきこと。このローカル・シンジケートは、事業別・対象国別に組織されることになっており、それぞれが、別個に資本を募るとともに、しかし同時に、中央シンジケートの監督・資金援助を受けながら、対象地域への貿易信用の提供、並びに鉄道等の輸送設備への融資を行うことになつてゐた。

そして第三に、当該国際コンソーシアムの中核的事業として、ロシア向けの金融援助が実施されるべきこと。こうした援助は、ロシア・ローカル・シンジケートの結成を通じて行われることになるが、その具体的内容については、以下の通

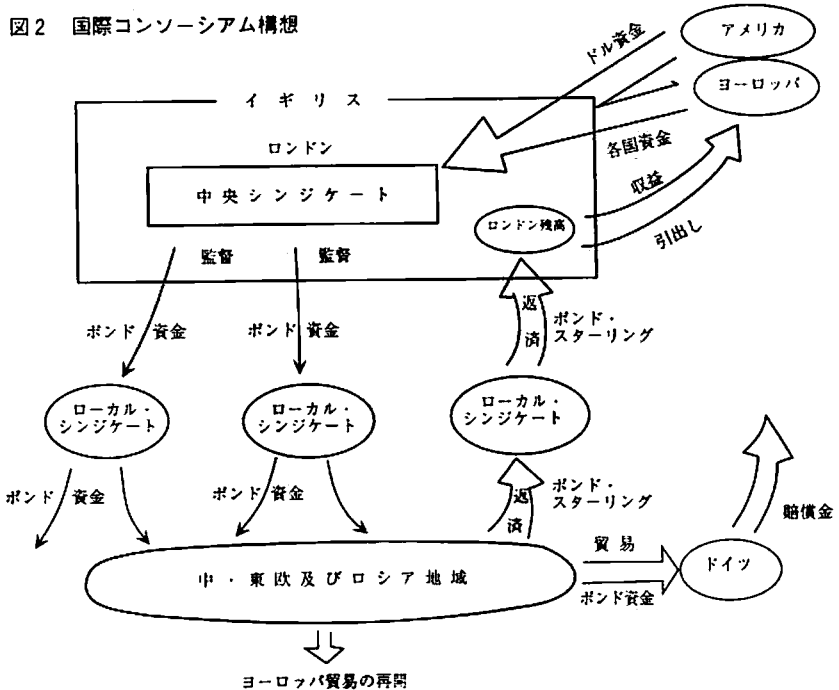


りであった。<sup>(3)</sup> ① 独一露貿易再開に必要な貿易信用の提供、② 商品輸送のためのロシアにおける鉄道システムの再建、③ ロシア内部の石油資源の開発、④ ロシアの対ヨーロッパ向け原料・食料品輸出の促進。すなわちここでは、ドイツ復興の、さらにはヨーロッパ復興の貿易的基盤として、第一にロシアが重視されたのであり、それ故欧米の資金援助によって、社会主義国ロシアを再びヨーロッパ市場へ統合すべきことが構想されたのであった。実際イギリスは、このロシア・シンジケートのために、貿易促進法「Trade Facilities Act」等の下で、総額三、六〇〇万ポンドの出資を用意しており、また一方で一九二二年三月には、ロイヤル・ダッチ・シェルとソビエト政府との間に協定が結ばれ、両者を共同経営者とする合弁企業が準備されていた。<sup>(4)</sup>

以上がイギリスの主唱した国際コンソーシアム計画の内容であるが、それではこうした計画は、一体どのような議論を引き起こしたであろうか。まず当該構想に対してフランスは、批判的な立場から大幅な修正を要求した。その際最大の焦点となったのは、イギリス

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二一—一九二五年）（上）（三瓶）

図2 国際コンソーシアム構想



英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

が、この国際金融会社の設立場所をロンドンとし、そしてさらに、当該企業への各国の出資金を、ポンド・スターリングで行うべきことを主張したことであった。<sup>7</sup> このことは、図2に示したように、国際金融会社Ⅱ中央シンジケートを媒介してイギリスが、他国の資本、とりわけフランスやアメリカの資本をロンドンに吸収し、そしてこれらの資金を今度は、ローカル・シンジケートを通じて中・東欧及びロシアへ、そして貿易を通じドイツへ、最終的には再びロンドンへ、あくまでもポンド融資・ポンド資金という形態で還流させることを意味していた。言いかえればこのコンソーシアム構想とは、イギリスが、ロンドンを唯一の窓口とする国際融資を通じて、ドイツ、中・東欧及びロシアをヨーロッパ経済へ再統合するとともに、同時にポンド資金の循環を作り出すことによつて、これら地域におけるポンドの優位性を、あるいはさらに、これら地域の「ポンド圏」への統合を確立していこうとするものであったと言えるだろう。

従つてフランスは、こうしたポンド・スターリングに基礎を置いたコンソーシアム案を、イギリスが、大陸ヨーロッパにおいて自らの金融的地位を強化しようとするものとして認識し、その受入れを最後まで拒否し続けたのである。<sup>8</sup> そして代わりに、以下のような代案を提出したのであった。すなわち、①ロンドンに設立される中央シンジケートの出資金を、二、〇〇万ポンドから一万ポンドへ大幅削減し、この組織をあくまでも名目的なものにとどめること、②代わつて、各国の資本はすべて、中央シンジケートを過ぎずに直接ローカル・シンジケートへ投入され、その際出資金は、ポンドではなく各国通貨で行われるべきこと。このようなフランスの案は、資金供給機能を通じて、ローカル・シンジケート全体をロンドンの下に統括しようとしたイギリスの構想を、完全に骨抜きにしてしまふものであった。それ故ジェノア会議では、この組織の在り方をめぐつて最後まで対立が続き、結局最終的には、単に国際金融会社の設立を支持するというだけの、細目のない、一般的原则だけが決議として採択されることになつたのである。<sup>10</sup>

また他方、個別計画としてのロシア・シンジケートに関しても、フランスは、シェルの石油利権をめぐりイギリスに対して不信の目を向ける一方で、さらに対露金融支援の絶対的条件として、以下のことを要求した。すなわち、①革命によつ

て踏み倒した対外政府債務を、ソビエト政府が返済すべきこと、②没収・国有化した外国人財産についても、ソビエト政府が返還あるいは十分な補償を行うべきこと。当然こうした条件は、ソビエト政府の受入れるところとならず、従って結局ロシア・シンジケート構想も、ジェノア会議においては頓挫することになったのであった。<sup>11)</sup>

このようにイギリスの国際コンソーシウム構想は、直接的には、フランスとの政策調整の失敗によって挫折したのであるが、しかし同時にイギリスにとつて、ある意味でこうしたフランスとの関係以上に重大な障害であったのは、まず何よりも資金調達の問題、すなわち、このコンソーシウム計画全体の成否が、現実にはアメリカ資本の参加にかかっていたことであつた。

例えばロシア・シンジケートについて、イギリスは当初から、フランスが自国の再建事業のため、実際には資本参加がほとんど不可能であることを認識しており、また他方、イギリス自身が拠出する三、六〇〇万ポンドについても、ソビエト側からは、さらなる資金の援助が要請されていたのである。<sup>12)</sup> こうした状況の中でイギリスは、国際金融会社の設立それ自身に関しても、すでに見たように、アメリカ資本の参加をあらかじめ想定せざるをえなかつたのであり、そして実際イギリスは、常にアメリカに対して、当該コンソーシウムへの参加を要請し続けたのであつた。

しかしこうしたイギリスの要請は、アメリカによつて一貫して拒否され続けた。すなわちアメリカは、国際コンソーシウム構想を、「イギリスが自らの管理するパイプラインを通じて、アメリカ資本を投入させようとするもの」として否定的に受け止め、むしろイギリスに対し、次のような再建計画への参加条件を突きつけたのである。①ドイツ再建のため連合国諸国は、まずもつて賠償金の削減に応じるべきこと、②賠償と戦債は別問題であり、それ故連合国諸国政府は、賠償削減の如何にかかわらず、対米戦債支払いの完全な履行、すなわち対米戦債借換え協定の締結に応じるべきこと。<sup>13)</sup> こうしたアメリカの一方的支払い要求は、当然連合国諸国の受入れるところとならず、それ故イギリスは、最終的にコンソーシウムへのアメリカ資本の参加を、断念せざるをえなかつたのであつた。

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

以上のように国際コンソーシアム構想は、ジェノアにおいて、何ら実体を生み出すことがなかったのであるが、ただしその後も設立委員会が作られ、一応協議自体は続けられることになった。しかし一九二三年一月、ついにこの設立委員会も解散され、ここにおいて当該計画は、完全なピリオドを打たれることになったのである。<sup>(15)</sup>

### （3）国際金為替本位制構想

それでは次に、ジェノア会議において、イギリスのもう一つの政策的支柱であった、国際金為替本位制構想について考察を行いたい。ここでは、イギリス大蔵官僚ホートリー（Ralph Hawtrey）によって準備された、ジェノア会議金融委員会の決議案をもとに、<sup>(16)</sup>イギリスが、いかなる通貨体制をヨーロッパにおいて構築しようとしたのか、その具体的中身を明らかにしていきたいと思う。

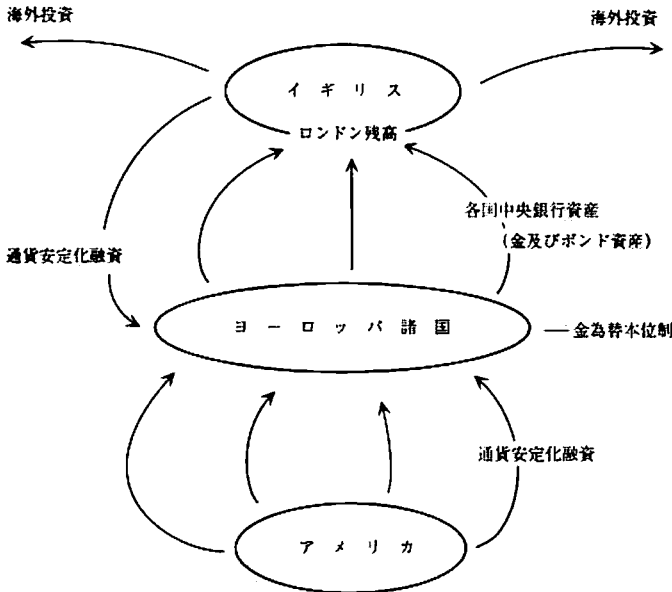
まずこの決議案では冒頭、「ヨーロッパ経済再建の不可欠の条件が、ヨーロッパ各国による通貨安定化の達成である」ことが宣言され、国際コンソーシアム構想によって目指されたドイツの復興とともに、欧州通貨システムの再建こそが、ヨーロッパ経済復興の要であることが主張される。その際ここでは、「すべてのヨーロッパの通貨が、共通の価値基準をもつべきであり」、「その唯一の基準が金である」こと、それ故「金本位制の確立こそが、最終目標であるべきこと」が確認される。しかしながら、こうした金本位制復帰の試みは、各国による金争奪戦を生ぜしめ、金価格の上昇（＝世界的なデフレ圧力）を引き起こしうる。それ故ここでは、「金の使用を節約し」金への需要を集中化する「ための国際通貨協定、すなわち、国際金為替本位制が提起されることになったのであった。

この国際金為替本位制とは、特定国のみが（ここではイギリスとアメリカが想定）、完全に金で通貨準備をもち、それ以外の国々は、金の代わりに、金との交換性が保証されている特定国の通貨を（すなわちポンドあるいはドルを）自国の通貨準備として受入れ、これらの外貨を基礎にして、国内紙幣を発行するというものである。

その際決議案では、こうした通貨体制を構築する不可欠の条件として、以下のことが主張された。第一に、通貨システム全体の再建と安定化のため、協調的政策介入を行う、中央銀行間協力体制を構築すべきこと、第二に、国内の政治的圧力から自由な、健全な金融政策にのみ従う中央銀行を各国に設立すべきこと、第三に、政府支出削減を基礎にした、各国による根本的財政改革 $\parallel$ 財政均衡化を実施すること、第四に、財政改革・通貨安定化を支援するため、十分な外国融資を確保すること、そして第五に、システム全体を支える、アメリカの当該通貨協定への参加と協力を實現すべきこと。また最後に決議案では、こうした国際金為替本位制を構築するため、イングランド銀行の主権による、国際中央銀行家会議の開催が勧告されたのであった。

以上が決議案の内容であるが、それではここで提示された国際金為替本位制とは、イギリスにとって、一体いかなる意味をもつものであったのだろうか。図3はこの点をまとめてみたものである。すなわちこの図に従って説明すれば、国際金為替本位制とは、以下のような構造

図3 国際金為替本位制構想



英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

をもつものであったと言えるであろう。

まず①アメリカ及びイギリスの資金援助によって、ヨーロッパ諸国の金本位制復帰を実現する。↓②その際各国中央銀行は、外国融資によって獲得した金準備を、英米、とりわけイギリスに引渡し、代わりに金為替ポンドを受け取る。↓③この時各国中央銀行は、受取ったポンド資産を自国内に保有するのではなく、現実にはロンドンの銀行に、対外資産として預けることになる（ロンドン残高）<sup>17</sup>。↓④この結果、各国中央銀行の金準備並びにポンド資産は、ともにイギリスへ集中される。

すなわちこの国際金為替本位制とは、イギリスが、自国のみならずアメリカの資本を用いて、ヨーロッパの通貨安定化を実現するとともに、これらの資本を再びロンドンに吸収することによって、イギリスの金融力⇨資本輸出能力を再生・強化していこうとするものであったと言えるであろう。そして同時に、こうした資金循環のメカニズムを通じてイギリスは、フランやマルクを押しつけ、大陸ヨーロッパにおけるポンドの優位性を、確立していくことが可能となったであろう<sup>18</sup>。ただしこのような資金循環を生み出すためには、まず何よりも各国中央銀行が、巨額のロンドン残高を維持し続ける必要があった。それ故決議案で提起された中央銀行間協力とは、ある意味で、通貨システム安定化という名目の下、こうしたロンドン残高の引き出しを、最小限度にまで抑制しようとするものでもあったと考えられるのである。ロバート・ホイスは、この金を為替本位制を「管理された金本位制」"managed gold standard"と評価し、ジェノア会議の意義を、国際通貨システム安定化のため、中央銀行間協力という新たな経済原則を打ち出したことに見出しているが<sup>19</sup>、しかしこのような原則は同時に、金融的ヘゲモニー再建というイギリスの構想を背景にして、歴史的に生み出されたものであったことに、ここでは注意を促したい。

以上が国際金為替本位制構想の中身であるが、それではこうした構想は、実際各国においてどのように受け止められたであろうか。まずこの決議案自体は、ジェノア会議において可決されることになった。従ってイギリスは、決議案の勧告

に則り、國際金為替本位制構築のため、中央銀行家會議を召集することになる。しかしこの會議をめぐっては、第一にフランスが、そして第二にアメリカが、ともに参加拒否を表明し、その結果中央銀行家會議の開催は、ついに断念されることになったのである。

この時フランスの反対理由は、以下の三点にあった。第一にイギリスが、ポンドについては旧平価（戦前平価）で金本位制に復帰させようとしていたのに対し、他方フランに関しては、旧平価の四〇〇五〇%の減価で安定化させようとしていたこと。第二に、ポンド及びドルを中心に置くこのような通貨制度の下では、間違いなくフランは、「二流通貨」second-class currency へと転落してしまうこと。そして第三にイギリスが、欧州各国の財政均衡化を実現するために、賠償削減をも視野に入れた國際的債務問題の解決を、中央銀行家會議の協議事項へ盛り込んだこと<sup>20</sup>。とりわけ最後の問題は、フランスの参加拒否を引き起こす上で決定的であった。例えばジェノア會議においてフランスは、下方修正につながる一切の賠償問題の協議を拒否したのであり、その結果イギリスは、すでにみたように、國際コンソーシアムという間接的方法でしか、ドイツの再建問題を論じることができなかったのである。

他方アメリカの反対理由は、次のようなものであった。第一にアメリカは、國際金為替本位制への参加が、連邦準備銀行の自律的政策運営に対し、悪影響を及ぼすことになると考えていた。すなわち、①国内經濟安定化を第一の義務とすべき連銀の政策が、中央銀行間協力という対外的要請によって、一定の拘束を受けてしまう可能性をもっていること。そして、②各国中央銀行による巨額のドル資産保有（＝ニューヨーク残高）もまた、連銀による国内通貨供給量の管理に対して、攪乱的影響をもたらしてしまうこと<sup>21</sup>。特に後者の問題に関して、大戦後貿易黒字国かつ債権国となったアメリカには、当時海外から大量の金が流入しており、そのため連銀は、通貨供給量抑制のため、金不胎化政策をとらざるをえない状況に直面していたのである。こうした中、國際金為替本位制によるアメリカへのさらなる金集中は、インフレ問題を一層悪化させる効果をもったであろう。すなわち國際金為替本位制に対するアメリカの立場は、基本的に、国内均衡をより重視

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

する考えによつて規定されていたと言えるであらう。

アメリカの反対の第二の理由は、イギリスが、国際債務問題を中央銀行家会議に託そうとした際、賠償問題だけでなく、対米戦債問題をも討議の対象にしようとしたことであつた。すなわちアメリカは、多国間交渉という名の下、対米債務国が圧倒的多数を占めるこのような会議において、アメリカに不利な戦債問題の処理が行われることを恐れたのであり、それ故こうした中央銀行家会議に対しては、その参加を断固として拒否したのである。こうしたアメリカの態度は、中央銀行家会議そのものを粉砕する上で、決定的役割を果たすことになつた。なぜならばイギリスの構想する国際金為替本位制は、国際コンソーシウム計画と同様、何よりもアメリカ資本の協力が無い限り、その成立が極めて困難なものであつたからである。

以上、ジェノア会議においてイギリスが提起した、二つの構想の内容を検討してきたが、これらの分析から、イギリスによるヨーロッパ再建計画の本質とは、以下のようなものであつたと結論づけられるであらう。すなわちそれは、ドイツ復興と通貨安定化を基礎に、アメリカ資本を十分に利用しながら、しかしあくまでもイギリスによつて統導される商業・金融共同体へと、大陸ヨーロッパを新たに統合していこうとするものであつた、と。

その際イギリスは、ヨーロッパ連合国協力体制Ⅱ「対米債務国同盟」を基礎に、その枠内でアメリカの協力を引き出すという政策路線の選択を行った。しかしこうした試みは、フランスとの政策調整の失敗、そしてアメリカの一貫した参加拒否によつて、最終的には挫折を余儀なくされたのである。すなわちフランスは、イギリスを中心とするヨーロッパ経済システムの構築に対し、常に疑惑の目を向け、また賠償問題に関しても、対独強硬路線の下、賠償削減と結びついた一切の再建計画を拒否したのである。また他方アメリカは、イギリス構想への参加条件として、フランスの拒絶するこうした賠償削減と、連合国諸国の受入れ難い、対米戦債支払いの完済を要求したのであつた。



こうしてジェノア会議を舞台としたイギリスの試みは、完全に失敗に終わることになるが、しかしその過程でイギリスは、次のことを強く認識するに至ったのである。すなわち第一に、英仏協調という枠組みで、ドイツ賠償問題を解決することは極めて困難であること、第二に、自らの構想するヨーロッパ経済秩序を実現するためには、その資金的基盤として、ヨーロッパ資本以上に、アメリカ資本の参加が決定的に重要であること、そして第三に、「対米債務同盟」路線を維持する限り、こうしたアメリカの協力を得ることは不可能であること。すなわち言い換えれば、ジェノア会議の失敗によりイギリスは、英仏協調・連合国協力体制の限界を認識するとともに、むしろ戦債問題の解決を通じた、英米協調路線の必要性を確信したと言えるであろう。そしてこの協調路線を可能にしたのが、対米債務協定の締結であったのである。それでは次に、ジェノア会議以降の賠償・戦債問題の展開を考察しながら、英米協調システムを生み出すことになった、一九三三年英米債務借換え協定の成立過程を明らかにしていきたい。

- (一) カンヌ決議の「不公式」 "The Unofficial Observer at Cannes (Harvey) to the Secretary of State, 6 January 1922," in U.S. Department of State, *Papers Relating to Foreign Relations of the United States* (以下FR外務部誌) , 1922, Vol.1, pp.384-386; Parliament, *Parliamentary Papers*, 1922, Cmd.1621, "Resolutions Adopted by the Supreme Council at Cannes."
- (二) "Proposals for Re-establishing better Economic Conditions in Europe," in Foreign Office, *Documents on British Foreign Policy, 1919-1939* (以下DBFF外務部誌) , First Series, Vol.15, pp.797-798.
- (三) "British Secretary's Notes of a Meeting between Mr.Lloyd George and M.Briand, London, 19 and 20 December 1921," in *DBFP*, First Series, Vol.15, pp.764-774.
- (四) "Proposals for Re-establishing better Economic Conditions in Europe," and "British Secretary's Notes of a Meeting of the British and French Financial Delegations, Paris, 30 December 1921," in *DBFP*, First Series, Vol.15, pp.797-798, 806-811; "The Delegations of Italy, France, Great Britain, Japan, Poland, Rumania, Switzerland, and Sweden at the Genoa Conference of the Delegation of Soviet Russia," in *FR*, 1922, Vol.11, pp.777-786.
- (五) "British Secretary's Notes of a Meeting between Mr.Lloyd George and M.Briand, London, 21 December 1921," in *DBFP*, First Series, Vol.15, pp.774-782; C.P.Parrini, *Heir to Empire: United States Economic Diplomacy, 1916-1923*, Pittsburgh, 1969, pp.152-154, 158.

米米金融恐慌による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三編）

- F. Costigliola, *Awkward Dominion: American Political, Economic, and Cultural Relations with Europe, 1919-1933* (以下 *Awkward Dominion* と略記). Cornell Univ. Press, 1984, p.108. 特にロスライタイリオラは、ロシアの原料・食料輸出の再開が、イギリスの対米輸入依存を軽減し、その結果、ポンド相場の改善・強化をもたらすものであったと主張している。またバリーニによれば、このロシア・シンジケートの融資は、実際にはソビエト政府に直接与えられるのではなく、ロシアに進出する融資家の提供されることになってきた。
- (9) "The Delegations of Italy, France, Great Britain, Japan, Poland, Rumania, Switzerland, and Sweden at the Genoa Conference to the Delegation of Soviet Russia," and "The Chairman of the Board of Directors at the Standard Oil Company of New Jersey(Bedford) to the Secretary of State, 5 May 1922," in *FR, 1922*, Vol.II, pp.777-788; *Parrini, op.cit.*, p.158. シェルソンとポト政府間協定に基づいて、ポトの合併企業は、ロンドンの石油のすべての販売独占権をめぐり争ひつねられ、シエルソンとポトの合併企業にめぐりは、フランス及びベルギーが、新協定に賛成する意思を示す声明を發表した。 *Parrini, op.cit.*, p.165; "The Ambassador in Italy(Child) to the Secretary of State, 4 May 1922," in *FR, 1922*, Vol.II, pp.776-777.
- (10) "Meeting of the British Financial Delegation, Paris, 30 December 1921," in *DBFP*, First Series, Vol.15, pp.812-813.
- (11) *Hogan, op.cit.*, pp.45-46.
- (12) "British Secretary's Notes of a Meeting of the British, French, Belgian, Italian, and Japanese Financial Delegations, Paris, 30 December 1921," in *DBFP*, First Series, Vol.15, pp.813-821.
- (13) *Parliament, Parliamentary Papers, 1922*, Cmd.1650, "International Economic Conference, Genoa."
- (14) "The Delegations of Italy, France, Great Britain, Japan, Poland, Rumania, Switzerland, and Sweden at the Genoa Conference to the Delegations of Italy, France, Great Britain, Japan, Poland, Rumania, Switzerland, and Sweden," in *FR, 1922*, Vol.II, pp.777-786; 792-803; *Anne Orde, British Policy and European Reconstruction after the First World War*, Cambridge U. P., 1990, pp.187,189.
- (15) "The Delegations of Italy, France, Great Britain, Japan, Poland, Rumania, Switzerland, and Sweden at the Genoa Conference to the Delegation of Soviet Russia," in *FR, 1922*, Vol.II, pp.777-786; D.P.Silverman, *Reconstructing Europe after the Great War*, Harvard U.P., 1982, p.266.
- (16) "Child to Hughes, 5 May 1922," in *Parrini, op.cit.*, pp.161-162.
- (17) *Silverman, op.cit.*, p.289; *Hogan, op.cit.*, pp.44-45.
- (18) *Orde, op.cit.*, p.191.
- (19) Report of the Second Commission (Finance) in *Parliament, Parliamentary Papers, 1922*, Cmd.1667, "Papers Relating to International Economic Conference, Genoa."
- (20) 正確には、「加盟国は、国内保有の金準備に加えて、他の加盟国に銀行残高、為替手形、短期証券ないしはその他適格な流動資産の

形態でその通貨準備を保有することができると規定された。Ibid. p. 63. スルクセ（小島清・村野孝訳）『国際通貨——二〇世紀の理論と現実——』東洋経済新報社、一九五三年、二二六頁。

(18) またホーガンやコステイグリオラは、この国際金を為替本位制について、イギリスを世界の金準備の貯蔵庫とし、ロンドンへの巨額の外債残高を可能にすることによって、ポンドの安定性と信頼を強化しようとするものであったと述べている。Hogan, *op. cit.*, p. 47; Costigliola, "Financial Rivalry," pp. 917-918. また本邦において、金為替本位制を論じた参照すべき先行研究として、山本栄二「国際通貨ポンドの変質——ノーマン総裁の国際金本位制再建構想とその背景——」『福岡大学商学論叢』第二二巻第一号、一九七七年所収。

(19) R. W. D. Boyce, *British Capitalism at the Crossroads 1919-1932*. Cambridge: U.P., 1987, p. 41.

(20) R. A. Day, *Finance and Empire. Sir Charles Addis 1861-1945*. Macmillan Press, 1988, p. 153; Silverman, *op. cit.*, p. 292.

(21) Costigliola, "Financial Rivalry," p. 917.

(22) Ibid., p. 919; Hogan, *op. cit.*, p. 47.

(23) 金本位化政策については、佐美前掲書、一五七—一五八頁を参照。

(24) Hogan, *op. cit.*, pp. 47-48; Costigliola, "Financial Rivalry," pp. 918-919.

#### 四 英米債務借換え協定

それではまず始めに、賠償問題の展開からみていきたい。

すでに検討したようにイギリスは、ジェノア会議において、ドイツ復興の重要性を主張したのであるが、しかしその要である賠償問題の討議が、フランスの反対によって封じられると、今度は別のルートを通じて、ドイツの賠償負担軽減を図る新たな計画に着手することになった。それが、連合国賠償委員会を舞台にしたイギリスの活動である。

当時ドイツは、総額一、三三〇億金マルクの支払いを定めた「ロンドン賠償支払い計画」London Schedule of Payments（一九二二年五月成立）の実施が困難となっており、すでに計画から一年足らずで、早くもモラトリアムを要請するような状況に陥っていたのである。こうした中イギリスは、一九二二年四月、ドイツ救済のため、二つの提案を賠償委員会に提出することになった。この提案は、イギリス代表委員ジョン・ブラッドベリー John Bradbury によって構想されたも

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九三二—一九三五年）（上）（三瓶）

のであるが、その内容は以下の通りである。第一に、ドイツが財政・通貨改革を行うことを条件に、モラトリアムの実施を検討すべきこと。そして第二に、ドイツが外国融資を獲得しよう、金融専門家委員会を設置し、外資導入に必要な条件を明らかにすること。とりわけ第二の提案は、アメリカ資本の導入を念頭に置いたものであり、それ故当該委員会の設置が認められると、その委員長には、アメリカ・ウォール街の覇者 J・P・モルガンが迎えられることになった。

その後モルガン率いるこの委員会は、ドイツへの外資導入に必要な諸条件を審議し、最終的には同年六月に、政策勧告を含む報告書を賠償委員会に提出することになる。しかしそこで述べられた政策勧告の内容は、まさに従来のアメリカ政府の立場を、繰り返し表明するものに他ならなかったのであった。すなわち、①対ドイツ融資が実施されるためには、その条件として賠償金支払いの下方修正が行われなければならないこと、言い換えるならば、ドイツの賠償負担がその支払い能力以下にまで引下げられなければならない、外国融資は不可能であること。②特にアメリカ資本の参加が望まれる場合には、まず第一に、連合国の対米戦債問題が解決されねばならないこと。

この専門家委員会の議論を通じてイギリスは、改めて戦債問題の解決が、アメリカ資本の導入にとって不可欠の条件であることを確認するが、しかしまた同時に、賠償問題をめぐるフランスとの調整が、依然として困難であることを思い知らされることになる。すなわちフランスは、勧告された「ロンドン賠償支払い計画」の下方修正について、その受入れを断固として拒否したのであり、その結果、外資導入をめぐる賠償委員会の議論そのものが、完全に中断されてしまうことになったのであった。

また同様に、モラトリウムに関してもイギリスは、フランスの激しい反対に直面することになる。すなわちイギリスは、一九二二年八月七日に、ドイツの要請するモラトリウムを実施するため、ロンドン連合国最高会議を召集するが、しかしこの会議においてフランスは、モラトリウムの条件として、以下の要求を突きつけたのである。①連合国によるドイツ関税収入の管理、②占領地と非占領地間における関税の設定、③占領地における新税の導入、④特定州における鉱山・森林

の連合国による管理、⑤占領地におけるドイツ企業株式の連合国への分配。これらの要求は、ドイツの復興を一層遅延させるものであり、従つてイギリスの受入れるところのものではなかつた。それ故英仏間において議論は紛糾し、八月一日、ついにロンドン会議は決裂することになったのである。こうした賠償負担軽減の試みが次々と挫折する中で、一九二二年七月には、ドイツはハイパー・インフレーションへと突入することになる。すなわち、六月末に一ドル〇三七四マルクであつた為替相場は、一ヶ月後には六七〇マルクへ、そして九月末には、一ドル〇一、六四九マルクへと暴落していったのであつた。

このように、ジェノア会議からロンドン会議に至るまで、英仏協調を軸としたドイツ復興計画がすべて失敗に終わる中で、次第にイギリスは、政策路線の転換を実施していくことになる。まず一九二二年六月に蔵相ホーン Robert Hon は、内閣に対し、対米戦債借換え協定の締結を要請した。そこでホーンは、対米協定の締結によつてイギリスが、戦債支払いによつて失うもの以上に、むしろ自らのヨーロッパ再建構想の実現によつて、より大きな利益を手に入れるであろうことを主張した。そして閣議では、こうした提案を受けて、対米債務問題の解決に向けての合意が作り出されることになつたのである。

また同月イングランド銀行理事会も、ドイツ・中欧における経済悪化・通貨下落に懸念を表明しながら、同時に、通貨安定化及び全般的貿易復興のために、対米戦債借換え協定を締結すべきことを内閣に促したのであつた。とりわけイングランド銀行総裁ノーマン Montagu Norman は、アメリカとの協調が、賠償問題やオーストリア復興問題を解決していく上で、計り知れない程の重要性をもっていることを力説し、対米戦債協定の早期締結を強力に求めたのであつた。

それ故、一九二二年八月一日に、イギリス政府によつて発表されたバルフォア・ノートとは、このような議論をふまえて作成されたものであつたと言えるであろう。この通牒は、ロンドン会議直前に発表されたものであり、フランスに対しては賠償削減を、一方アメリカに対しては戦債帳消しを求めるものであつたが、ただし同時に、これらの要求が実現され

## 英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九三二—一九三五年）（上）（三瓶）

ない場合には、イギリスはアメリカとの債務借換え協定に着手する容易があること、そしてその時には対英債務国も、イギリスとの戦債借換え協定に応じなければならぬことを示唆するものであったのである。その際イギリスは、アメリカとの戦債協定によって譲歩が得られれば、その対米支払い減額分を、対英債務国との協定において還元することを約束した。すなわちバルフォア・ノートとは、ある意味で、「対米債務国同盟」から離脱し、むしろアメリカと「対連合国債権者同盟」を結成するという、イギリスの政策路線の転換を表明するものであったように思われるのである。

その後イギリスは、こうしたバルフォア・ノートの路線に従って、一九三二年一〇月には、アメリカに対して戦債借換え交渉使節団を派遣することを正式に決定し、また他方フランスに対しては、一九三三年一月のバリ連合国会議を通じて、賠償削減を求める最後の試みを実施していくことになる。このバリ会議は、一月二日に開催されるが、しかし当初からこの会議は、その決裂が予測されていた。すなわちフランスは、すでに会議に先立ち、以下のような表明を行っていたのである。第一に、「ロンドン賠償支払い計画」に則り、来る一月一五日にドイツの支払いがなされない場合には、フランスは、ラインラント占領地区を自ら管理し、またルール地域の炭坑及び輸出租を押収すること、そして第二に、バリ会議において充分納得のいく結論が出されない場合には、フランスは、独自の行動をとる用意があること。ここで言う独自の行動とは、明らかにルール地域の占領を意味していた。これに対しイギリスは、①賠償削減と四年間のモラトリアムの実施、②ドイツの財政・通貨改革を検討する金融専門家委員会の設置を要求し、またいかなる場合においても、フランスのルール占領を承認しないことを表明した。こうした状況の中、会議における英仏間の議論は平行線のままであり、それ故早くも一月四日、開会からわずか二日目で、バリ会議は決裂することになったのである。この決裂を受けてイギリスは、英仏協調路線に基づくヨーロッパ再建構想に最終的にピリオドを打ち、英米協調路線の形成へと完全に政策転換を遂げていくことになった。すなわち、バリ会議の決裂した一月四日に、イギリスは単独で、アメリカ政府と戦債借換え協定交渉を正式に開始することになったのである。このように、賠償問題をめぐる英仏協調の挫折の下で、イギリスの対米接近が促進さ

れることになったのであるが、それでは次に、アメリカ側の政策的対応を中心としながら、この英米債務協定締結に至る、戦債問題の展開を考察してみたいと思う。

まず最初に、対米戦債の内容について確認すると、これは、一九一七年から一九二〇年にかけて、アメリカ政府自らが、主としてヨーロッパ連合国に対して行った政府間融資のことである。その際アメリカ政府は、いわゆる「自由公債」Liberty Loan の大量発行によって、アメリカ国民から総額一八五億ドルの融資資金を調達したのであった。融資先をみると、全体の四〇％がイギリスへ、三三％がフランスへ、一六％がイタリアへ、そして四％がベルギーへ貸付けられている。ただしイギリスは、連合国に対するアメリカ資本の窓口として機能し、実際にはアメリカから受取った資金の大半を、ヨーロッパ連合国へ又貸ししていたのであった。すなわちイギリスは、アメリカに対しては最大債務国であつたけれども、他方ヨーロッパ諸国に対しては、アメリカに次ぐ最大債権国であつたのである。その際イギリスの融資先をみると、ロシアが三一％、フランスが三一％、イタリアが二六％、ベルギーが六％であつた。<sup>19)</sup>

次に戦債に対するアメリカの政策であるが、その基本線は、ハーディング政権（一九二一年三月に成立）によって確定されたと言つてよい。具体的には同政権の下で、「戦時対外債権整理委員会」World War Foreign Debts Funding Commission（以下「戦債委員会」と略記）が設立され、この委員会が、対米債務国と二国間で個別交渉を行い、戦債の完済を前提にした、対米債務借換え協定を締結することになったのである。またすでに言及してきたようにアメリカ政府は、こうした戦債協定締結を推し進めるため、対外民間融資の管理を非公式に導入し、國務省を監督機関として、戦債不履行国あるいは戦債借換え協定未締結国に対し、融資の制限を行つていたのであつた。<sup>20)</sup>

戦債支払いに固執するこうしたアメリカの態度について、メルビン・レフラーは、それが主として財政的要因に基づくものであつたことを主張している。<sup>21)</sup> すなわち戦債帳消しの容認は、来るべき「自由公債」の償還に際して、過度の増税を意味し、このような税負担に対するアメリカ国民の反発が、連邦議会の「シャイロック」的態度を根本的に規定したのであつ

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

た、と。またこのことと関連してジョアン・ウィルソンは、戦債帳消し論を主張した中心的勢力が、ウォール街を拠点とするモルガン利害や国際銀行家 International Banker 達であったこと（彼らは後に英米金融協調の担い手となる）、これに対し中西部及び西部に基盤をもつ共和党ナショナリスト、並びに南部の民主党議員は、戦債支払いに厳格であったことを指摘している。<sup>11)</sup>

ただしこのような議会の非妥協的な態度とは対照的に、政権内においては、フーバー（商務長官）、ヒューズ（國務長官）、メロン（財務長官）といった主要閣僚を中心に、戦債支払いの下方修正が図られていた。彼らは、戦債処理の在り方がヨーロッパ経済に与える重大な影響を認識し、それ故出来る限り債務負担を軽減するような形で、戦債借換え協定の締結を実施していこうとしたのである。

すなわち第一に行政府は、戦債処理問題を議会から切り離すため、いくつかの試みに着手した。まずハーディング政権は、一九二二年六月に、戦債問題に関する行政府の自由裁量権を確保するため、議会に対し、債務借換え協定締結権を財務長官に付与するよう要求した。しかしこの要求が拒否されると、次に政府は、同年一〇月、次善策として「戦債委員会」の設置を求めることになったのである。この委員会は、上院の推薦に基づき大統領が任命する五人の委員によって構成されるものであるが、最終的に議会がその設置を認めると、結局その委員には、フーバー、ヒューズ、メロンといった、三人の閣僚が任命されることになったのであつる。つまり当該委員会は、行政府のイニシアティブの下に置かれていたと云つてよい。

そして第二に行政府は、「戦債委員会」の運営に際して、議会が定めた規定を大幅に修正していったのである。すなわち議会は、戦債協定交渉に関して、①四・二五%以下の利子率を付与しないこと（この数字は「自由公債」の平均利子率であった）、②二五年を超えるような返済期間を設定しないこと、③いかなる場合においても戦債の帳消しを認めないこと、を定めていた。しかし「戦債委員会」は、債務国との実際の交渉において、四・二五%を大きく下回る利子率と、六〇年



以上の返済期間を付与していったのである。後にモルガン商会のトーマス・ラモン Thomas W. Lamont は、このことを次のように評した。すなわち「上院は、大陸ヨーロッパ諸国から、最後の一セントまで徴収することを叫んだが、しかし実際に債務整理が行われると、その解決はあまりにも寛大であり、このことは明白すぎることであったのである」と。

このように、英米戦債借換え交渉の背景には、賠償問題をめぐる英仏関係の悪化と、戦債問題に対するアメリカの軟化が同時に存在していたと言えよう。そして一九三三年初頭に始まった英米間の交渉は、同年二月二日に最終的合意に達し、以下のような内容の協定を生み出すことになったのであった。すなわちそれは、①六二年償還、②最初の二〇年間は三%の利子率、残りの期間は三・五%の利子率を支払うイギリス公債へ、対米債務を転換させるというものであった。当初イギリスは、さらなる譲歩の必要性を主張したが、しかしアメリカ側が、これ以上の譲歩は議会が容認しないとして妥協を求めると、イギリス側も決裂を望まず、最終的にはこの協定案を受入れることになったのである。正式に当該協定は、一九三三年六月一四日に、両国議会の批准を経て成立することになるが、しかし実質的には、二月二日のこの協定案合意をもって、英米間の戦債問題は一応の解決をみたと言いうことができるであろう。

以上、賠償・戦債問題の展開を中心に、英米戦債協定の成立過程を検討してきたが、この協定は、単に戦債の処理にとどまらない、極めて重要な二つの意義をもつものであった。第一に、当該協定の締結によってイギリスは、完全に「対米債務国同盟」を離脱し、むしろアメリカとともに債権国として、ヨーロッパ連合国に戦債借換え協定の締結を要求していくことになる。第二に、「英米債権国同盟」Anglo-American Creditor Entente (ホーガン) が成立したと言えよう。そしてその際重要であったのは、このことが、賠償問題に対する英米の共同戦線を可能にしたことであった。すなわち「英米債権国同盟」は、その後戦債請求権を盾に、対独強硬的なフランスを抑えつけ、ドイツ賠償問題の解決に乗り出すことになるのである。そして第二に戦債協定の締結は、何よりもイギリス構想へのアメリカ資本の参加を可能にし、その結果ホー

英米金融協調による戦後ヨーロッパの再建過程（一九二二—一九二五年）（上）（三瓶）

ガンが「大西洋バートナーシップ」と呼んだような、英米協調に基づく、ヨーロッパの再建を生み出していくことになったのである。こうした政策路線の成立に関し、当時のアメリカ駐英大使ハーベイ George Harvey は、次のように述べている。すなわち、イギリスに対するアメリカの態度は、「戦債問題の解決によつて変化した」のであり、「今後ロンドンから送られてくるいかなる提案も、この上なく友好的な態度で受け止められることであろう」と<sup>15)</sup>。こうして戦債協定締結を契機に、いよいよ英米金融協調に基づく、ドイツ及びヨーロッパの再建が試みられていくことになるのであるが、それでは次に、このような再建過程とは一体どのような特質をもつものであったのか、その個別具体的事例分析を通じて明らかにしていきたいと思う。

- (1) 賠償・戦債問題の詳細な展開については、是非とも、岡野鑑記「賠償及戦債問題」森山書店、一九三二年を参照。
- (2) 金融専門家委員会の議論については、Hogan, *op.cit.*, pp. 48-49; Orde, *op.cit.*, pp. 211-212; 岡野前掲書、五八一—六〇頁。
- (3) Hogan, *op.cit.*, p. 58; 岡野前掲書、六〇—六二ページ。
- (4) Orde, *op.cit.*, p. 217.
- (5) *Ibid.*, p. 211.
- (6) H. Clay, *Lord Norman*, Macmillan, 1957, pp. 174, 177.
- (7) バルフォア・ノートに関しては、Hogan, *op.cit.*, pp. 50-51; Clay, *op.cit.*, p. 173. 従来バルフォア・ノートは、とりわけアメリカに対し、戦債・賠償同時帳消しを求め、イギリスの最後の試みとして解釈されてきた。
- (8) "The Secretary of State to the Ambassador in France(Herrick), 29 November 1922." "The Ambassador in France(Herrick) to the Secretary of State, 1 December 1922," and "Memorandum by the Secretary of State of a Conversation with the German Ambassador(Wiedefeld), 12 December 1922," in *FR, 1922*, Vol. III, pp. 185-187; 岡野前掲書、六四—六五頁。
- (9) これらの数字は、岡野前掲書、第六六表（四〇六頁）及び第六七表（四〇八頁）より計算した。
- (10) J. Brandes, *Herbert Hoover and Economic Diplomacy: Department of Commerce Policy, 1921-1928*, University of Pittsburgh Press, 1962, p. 170; Parrini, *op.cit.*, 195; Hogan, *op.cit.*, pp. 81-84.
- (11) Melvyn Leffer, "The Origins of Republican War Debt Policy, 1921-1923: A Case Study in the Applicability of the Open Door

Interpretation," *Journal of American History*, No.59, December 1972. レフラーは、戦債処理諸法の立法過程において、実際に租税問題が、議論の中心になつてゐたことを指摘してゐる。また、戦債問題を扱う際の政策担当者達の不透明性は、彼らが、ヨーロッパの経済安定化と国内租税問題という、相対立する二つの課題を調整しなければならなかつたことに起因する、と論じてゐる。

(12) Joan H. Wilson, *American Business & Foreign Policy, 1920-1933*, University of Kentucky Press, 1977, pp.129-134. ウイルソンは、帳消し論を主唱する国際銀行家として、モルガン商会のトーマス・W・ラモン、モルガン系信託会社バンクローズ・トラスのフレッド・I・ケント、クーン・ロープ商会のポール・M・ウォーバーグ等を、また共和党の頑強な帳消し反対論者として、ハイラム・ジョンソン、ウィリアム・ボラー、ジョージ・W・ノリス、ロバート・ラフォレット等を挙げてゐる。後者はその際、「戦債帳消しが、アメリカの納税者、とりわけ債務に苦しみ早魃に襲われた農民たちに、そして放置された退役軍人たちに、さらなる経済負担を与える」ものであり、ヨーロッパの対米債務国に民間融資のビジネスを広げようとする、東部銀行家の「陰謀」であると非難した。

(13) 「戦債委員会」の設置と運営については、Wilson, *op.cit.*, p.126. 岡野前掲書、四二六—四二九頁を参照。残り二名の委員には、リード・スムート上院議員、セオドア・パートン下院議員が任命された。また、一九二〇年代に締結された戦債借換え協定の平均利子率は、二・一%であつた。

(14) Hogan, *op.cit.*, p.52.

(15) *Ibid.*, p.53-55; Orde, *op.cit.*, pp.236-237; 岡野前掲書、四三九—四四一。

(16) Hogan, *op.cit.*, p.56.